

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第12回）

氏 名 中澤 亮	所属庁・官職 東京家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州，カリフォル ニア大学バークレー校
提 出 書 類 平成26年4月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月1日～平成26年3月31日） カリフォルニア大学バークレー校において春学期科目受講，カリフォル ニア州裁判所における裁判傍聴		
キーワード欄 ・ カリフォルニア大学バークレー校において春学期科目受講 ・ カリフォルニア州裁判所における裁判傍聴 ・		

平成26年4月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京家庭裁判所判事補 中澤 亮

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第12回）

1 概要

本研究期間は、カリフォルニア大学バークレー校における春学期授業2科目を受講したほか、先研究期間から引き続きカリフォルニア州裁判所（オークランド市）の民事複雑訴訟専門部において裁判傍聴を行った。

2 カリフォルニア大学バークレー校における春学期授業の受講

(1) Introduction to Law, Economics and Business（法と経済学入門）

（3単位）

本報告期間において取り扱われたテーマは、民事訴訟制度の経済学的分析であった。触れられたトピックの中で、訴訟コストと和解の関係においては、ゲーム理論を用いて訴訟の各段階における当事者の選択を分析する手法が解説され、純粋に経済合理性のみに着目した訴訟制度と紛争解決の帰結について学ぶことができた。実際の訴訟ではもちろん経済合理性のみが当事者の判断基準となるわけではないものの、最も重要視される要素であることは間違いなく、これまで漠然と提起された訴訟を受け、判決に向けて審理を進めていた自身の経験を反省し、今後事件を担当する際には、当事者の立場からみた経済合理性の視点をより意識した審理運営を試みようとするきっかけとなった。特に、判決段階における和解を試みる際、自身の心証からすると勝訴する側に対する和解の提示に難しさを感じていたが、漠然と上訴による紛争解決の遅延、訴訟費用の増加、判決変更の可能性といった言葉を述べるだけでなく、当事者の検討材料に沿って具体的な数字を提示し、経済合理性のある案の提示を目指すことが重要であることを改めて認識した。

(2) E-Discovery（電子情報に関するディスカバリ手続）（2単位）

本研究期間において取り扱われたテーマは、E-Discovery と弁護士倫理法違反、Database に関する基礎知識であった。電子媒体が民事訴訟におけ

3 カリフォルニア州裁判所における裁判傍聴

4 その他

以上

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第13回）

氏 名 中澤 亮	所属庁・官職 東京家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州，カリフォル ニア大学バークレー校
提 出 書 類 平成26年5月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月1日～平成26年4月30日） カリフォルニア大学バークレー校において春学期科目受講，カリフォルニ ア州裁判所，連邦裁判所における裁判傍聴		
キーワード欄 ・ カリフォルニア大学バークレー校において春学期科目受講 ・ カリフォルニア州裁判所（オークランド市）における裁判傍聴 ・ カリフォルニア州北地区連邦裁判所（サンノゼ市）における裁判傍聴		

平成26年5月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京家庭裁判所判事補 中澤 亮

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第13回）

1 概要

本研究期間は、カリフォルニア大学バークレー校における春学期授業2科目を受講したほか、裁判傍聴として、先研究期間から引き続きカリフォルニア州裁判所（オークランド市）の民事複雑訴訟専門部における事件傍聴と、カリフォルニア州北地区連邦裁判所（サンノゼ市）における事件傍聴を行った。

2 カリフォルニア大学バークレー校における春学期授業の受講

(1) Introduction to Law, Economics and Business（法と経済学入門）

（3単位）

本研究期間において取り扱われたテーマは、主に知的財産法と会社法の持つ経済的効果についての分析であった。講義では、知的財産法の有するイノベーションに対して独占的利益を一定程度保障することにより、新たな技術革新を生む動機付けを行い、技術発展を助長するという機能について教授が解説し、知的財産権に対する保護の強弱、態様がそれぞれの国の技術革新に対する一定の姿勢を示していることが説明された。その一方で、反対に知的財産権の保護を適切な範囲で限定することが技術革新につながることも説明され、例として、かつて電信通信が発明された際に、その通信を利用するすべての技術に対する特許が申請されたものの、裁判所はその申請を認めず、その判断が後のインターネットの発展につながったことが挙げられた。会社法については、その起源がイノベーターと資本家の間のジレンマ（イノベーターはアイデアの独占を望みその開示を避けたい一方で資金を必要としている、一方で資本家は資金投下のリスク検討のために情報の開示を必要とする）に由来する旨の解説がなされ、リスクと利益の共有のための手段としての会社法の存在が説明された。

知的財産法についてはこれまで同法に関連する事件を担当した経験がなく、その法理論、背景にある考え方についてきちんと学んだことはなかったが、その有する経済的な機能の大きさを再認識し、判断権者として経済

分野に対する深い洞察が必要とされることを実感した。

(2) E-Discovery (電子情報に関するディスカバリ手続) (2単位)

本研究期間では、E-Discovery に携わる法曹関係者からのゲストスピーチが行われ、E-Discovery の実務についての解説がされた。裁判官からは、E-Discovery 上の争点が多く生じる事件類型として労働事件が挙げられ、E-Discovery の時間的費用的負担の大きさから、早期の進行協議、ADR の検討が重要である旨の説明があった。弁護士(訴訟弁護士)からは、クライアントが訴訟提起を受けた場合に行うべき E-Discovery 上の対応が時系列に沿って具体的に解説され、また、他の弁護士(インハウスのロイヤー)からは、クラウドコンピューティングの技術が発達している現状での E-Discovery の対応の困難さが解説された。特に後者の弁護士からは、一度に網羅的に情報提供を行うことが、E-Discovery においてはかなり難しく、訴訟の進行後、新たに関連証拠が発見された場合にそれに対して制裁を科すことに対して反対の意見が述べられた。

3 カリフォルニア州裁判所(オークランド市)における裁判傍聴

先研究期間から引き続き、カリフォルニア州裁判所(オークランド市)の民事複雑訴訟専門部()において、法廷傍聴を行った。トライアルはなく、クラスアクション事案、建築家指示案について、各種 Motion に対する Hearing 手続、進行協議の期日の傍聴を実施した。

4 カリフォルニア州北地区連邦裁判所(サンノゼ市)における裁判傍聴

バークレー市から車で1時間程度の距離にあるサンマテオ市の法律事務所にて研修中の弁護士から、サンノゼ市の連邦裁判所において実施される陪審裁判の紹介を受け、その傍聴を行った。事件の内容は、原告会社が開発を検討している新商品(農耕器具)に必要なマイクロチップの開発を委託された被告会社が、予定されていた開発期間内に開発を終了することができず、債務不履行を理由に訴訟を提起されたというもので、開発に当たって必要とされる要件定義書の変更経緯が問題とされており、東京地方裁判所で担当したソフトウェアの開発を巡る債務不履行事件に似た主張の構造を有していた。東京地方裁判所で事件を担当していた際には、その技術内容や業界慣行の理解が難しく、審理が非常に難しいと感じていた事件類型であったので興味深く傍聴した。傍聴した手続はオープニングステートメント及び証人尋問であり、オープニングステートメントは事件内容の理解を容易とするための工夫

が数多く施されていたように感じたが、その後の審理は証人尋問を延々と続けるもので、技術的な部分についての証拠も双方当事者がそれぞれの専門家証人を立てるという予定となっており、専門的、技術的な事項について陪審員が十分な理解が可能かどうかについては疑問に感じた。

5 その他

■ 少しずつ帰国準備を進めながら、残りの期間を有意義に過ごしたいと思う。

以 上

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第14回）

氏 名 中澤 亮	所属庁・官職 東京家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州，カリフォル ニア大学バークレー校
提 出 書 類 平成26年6月2日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月1日～平成26年5月31日） カリフォルニア州裁判所・連邦裁判所における裁判傍聴，客員研究員論文 執筆		
キーワード欄 ・ カリフォルニア州裁判所（オークランド市）における裁判傍聴 ・ カリフォルニア州北地区連邦裁判所（サンノゼ市）における裁判傍聴 ・ 客員研究員課題論文執筆		

平成26年6月2日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京家庭裁判所判事補 中澤 亮

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第14回）

1 概要

本研究期間は、先研究期間から引き続きカリフォルニア州裁判所（オークランド市）の民事複雑訴訟専門部における事件傍聴を実施し、ほかに、カリフォルニア州北地区連邦裁判所（サンノゼ市）における事件傍聴及び客員研究員課題の論文執筆作業を行った。

2 カリフォルニア州裁判所（オークランド市）における裁判傍聴

先研究期間から引き続き、カリフォルニア州裁判所（オークランド市）の民事複雑訴訟専門部（XXXXXXXXXX）において、法廷傍聴を行った。5月中旬から、工業用オイルに含まれていたベンジンによる急性骨髄性白血病の発症をめぐる製造物責任訴訟（オイルの製造業者、販売業者等被告多数）の陪審裁判が始まり、5月中は同事件の陪審員選任手続を中心に傍聴した。

選任手続は数日間にわたり行われ、初日に候補者は裁判所内の広い部屋に集められて両代理人から事件概要についての説明がなされ、2日目から法廷に候補者を集めてインタビューが実施された。インタビューにおいては、抽選により順位付けがなされた候補者に順に両代理人、裁判官が質問を行い、その回答を受けて陪審員に従事する義務の免責事由や両代理人からの不選任請求について随時協議を行いながら、候補者の選別が行われていた。質問内容は、両代理人からは主に候補者のバックグラウンドや同様の病気に関する経験など、バイアスの有無に関連するものが多く聞かれ、裁判官からは、家族や仕事の状況、また英語の能力の程度など、免責事由に関連するものが多く聞かれていた。免責事由等を認められた候補者はすぐに帰宅を許されていたが、インタビューの順番が後になると、丸々2日にわたり裁判所にとどまらねばならず、また、オークランド市の州裁判所は待機部屋等の施設も充実していないため、候補者は廊下に座り込まざるを得ない様子であった。陪審制度の中での候補者の側の負担の大きさを感ずるとともに、裁判所内の施設の充実の必要性を強く感じた。

3 カリフォルニア州北地区連邦裁判所（サンノゼ市）における裁判傍聴

先月に引き続き、サンノゼ市の連邦裁判所において農耕器具用マイクロチップの開発を巡る債務不履行損害賠償請求訴訟の陪審裁判の傍聴を実施した。今月傍聴したのは主に証人尋問等の立証がすべて終わった後のクロージングステートメントの手續であった。双方代理人が証人尋問の結果を取り込んだパワーポイントを用いて最終弁論を行い、その内容は、尋問を実施した証人の顔写真と証言内容を組み合わせて記憶を喚起させながら主張を行う、損害額の計算をグラフを用いて説明するなど、分かり易い内容が多く興味深く傍聴した。その一方で、原告側は契約が約束であり、本件では約束が破られたのだという内容を様々な装飾を施しながらアピールするなど、感情に訴えかける形での弁論を行っているような印象を受けたが、特に裁判所の側からそれがとがめられることもなかった。最終的な結論は原告敗訴となり、勿論陪審協議の内容は知る方法がないものの、陪審制度の下でも感情に訴えかける形での弁論が功を奏するわけではないのではないかという感想を持った。

4 客員研究員課題論文執筆

大学での講義が終わったことから、1年間の客員研究員としての活動のまとめとして、春学期から少しずつ進めていた論文執筆作業に注力した。テーマは「ソーシャルメディアに関するディスカバリ」と設定しており、米国の民事訴訟において近時話題となっている、フェイスブック等のソーシャルネットワークリングサイトに対するディスカバリの可否（プライバシー性等の問題）を取り上げ、裁判例の紹介、判断基準の分析等を行っている。5月中の作業により概ね論文は書き上がりつつあり、6月はその練り直し、追記等に充てる予定である。

5 その他

2年間の留學生活も残り1か月となった。

以上

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第15回）

氏 名 中澤 亮	所属庁・官職 東京家庭裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州，カリフォル ニア大学バークレー校
提 出 書 類 平成26年7月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月1日～平成26年6月30日） カリフォルニア州裁判所における裁判傍聴，客員研究員課題論文執筆		
キーワード欄 ・ カリフォルニア州裁判所（オークランド市）における裁判傍聴 ・ 客員研究員課題論文執筆		

平成26年7月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京家庭裁判所判事補 中澤 亮

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第15回）

1 概要

本研究期間は、先研究期間から引き続きカリフォルニア州裁判所（オークランド市）の民事複雑訴訟専門部における事件傍聴を実施し、客員研究員課題の論文執筆作業を行った。

2 カリフォルニア州裁判所（オークランド市）における裁判傍聴

陪審事件のトライアルを傍聴する予定であったが、トライアル期日が目前に迫った段階で和解が成立し、傍聴を行うことはできなかった。代わりに電話会議によるケースマネジメントカンファレンスを複数件傍聴し、約8か月にわたった州裁判所複雑訴訟専門部での研修を終えた。事件傍聴の希望を快諾して下さり、クラスアクション等、複雑訴訟に関する事件進行について様々な点を教えていただいた [REDACTED] には感謝してもし切れないが、間近で見た米国の民事訴訟の実務のアイディアを、この先少しでも日本における裁判実務の中で生かしていけるよう努力したい。

3 客員研究員課題論文執筆

先月から引き続き、「ソーシャルメディアに関するディスカバリ」についての論文執筆作業に注力した。裁判例の判断基準の分析の中で、一部その内容の理解が曖昧な部分があったことから、UC Hastings の [REDACTED] に連絡を取り、自身の理解について意見をいただいた。教授からのアドバイスを踏まえて分析内容を練り直し、また、日本の民事訴訟法下における検討も加え、論文の完成を迎えることができた。

4 その他

7月4日の飛行機で日本に帰国する予定である。これまで留学経験のなかった私にとって、米国で過ごしたこの2年間、また、留学準備を含めたこの4年間は、新たな成長の機会として非常に有意義であった。行政官長期在外研究の場合、留学準備の中での時間的、費用的な負担が非常に大きくなるも

のの、その過程で得られた最低限の英語力は米国での研究・生活において直接生きるもので、必要な投資であったように感じる。また、2年間の期間をいただいたことで、1年目をLLMプログラムでの基本法の学習に充て、2年目をさらに実務的、発展的な研究に充てることができたことが留学生活の充実につながった。縁があってカリフォルニア大学バークレー校に留学することとなったが、同校に在籍することができた最大のメリットは、多分野で名声を得ている有名大学であることにより、日本を含めた多くの分野での留学生と出会う機会があったことにあると感じる。物理学、化学、生物学等、主に理系分野の研究を行っている留学生との交流は、自身の知らない世界の話聞く貴重な機会であるとともに、その最前線で奮闘している各人の姿勢を垣間みる機会となり、刺激を受けた。

2年間の留学生活は、最高裁、人事院等日本からのサポート、また、米国での教授陣、裁判官など、多くの人からの支えを受けて成り立っていたことを強く実感している。そのことに対する感謝の思いを忘れず、帰国後、裁判官としてのさらなる成長を目指しながら、実務に戻りたいと思う。

以 上

平成24年度行政官長期在外研究員報告書簡（第10回）

氏 名 古 川 善 敬	所属庁・官職 水戸家庭裁判所 判事補	派遣先 米国 ニューヨーク大学 (ニューヨーク州)
提 出 書 面 平成26年4月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月1日～平成26年3月31日） 平成26年3月1日～平成26年3月31日 ニューヨーク大学ロースクールにおいて 授業聴講等		
・Mandatory Minimum		
・Prior Felony Information		
・Immigration Law		

報告書簡

平成26年3月31日

水戸家庭裁判所判事補 古川 善敬
(ニューヨーク大学)

1 春学期科目受講

2年目の所属大学院における春学期の講義のうち、Sentencing Seminar (量刑法, [REDACTED]) につき、その内容や感想等を述べる。

本科目は、量刑法の実務や課題を、量刑ガイドライン及びそれに関連する判例等の検討を通じて学ぶ科目である。今月の講義では、法の定める極めて厳しい要件を満たさない限りそれを下回る量刑をすることが許されない刑罰の下限(Mandatory Minimum)として非常に重い刑罰を定める刑罰法規及び過去の犯罪歴(Prior Felony Information)を検察官が起訴状に援用することによって刑の下限(Mandatory Minimum も含む)及び上限を大幅に加重することを可能にする規定が、単独で又は重疊的に適用されることによって引き起こされている問題について、特に力点が置かれた。そして、現行法制上及び実務上の問題を明らかにした上で、そのような問題を解決するために司法長官(Attorney General)のHolder氏が2013年秋に公表したDepartment Policy on Charging Mandatory Minimum Sentences and Recidivist Enhancements in Certain Drug Cases (2013 Holder Policy)が、上記のような問題を適切に解決しうるものであるのかどうかについて議論がなされた。

まず、上記の両規定について簡単に紹介すると、本来、上記の両規定は、法案審議段階では、薬物犯罪組織の中核以上の地位を占める者に対し、その常習性等を考慮しながら、重い刑罰をもって臨むのを可能にすることを本来的な目的としていた。しかし、実際に制定された法案をみると、厳しいMandatory Minimumを定める刑罰法規の適用対象になるかどうかは、組織における実際の役割とは関係なく、起訴状に記載された薬物の量が法に規定された量を超えるかどうかにより決定され、また、Prior Felony Informationの援用によってMandatory Minimumを含む刑罰の加重を認める規定についても、薬物の単純所持等の前科があればその対象になりうるなど、両規定は広範な適用範囲を有するものとなった。

このようにして定められたこれらの規定によって生じている問題として、大別して以下の4つが指摘されている。まず、①これらの規定の下では、検察官の訴追裁量の行使(起訴犯罪をどのように構成するか及びPrior Felony Informationを援用するか)によって、同種事案に関し、大きく異なる結論が導かれることになるため(Mandatory という性質上、裁判所がそれを下回

る量刑判断をすることができない。), 同種事案間の不均衡が生じるという問題が指摘されている。また, ②上記の規定は, 広範な適用範囲を有しているために, 検察官の裁量行使によっては, 単なる運び屋などについて非常に重い量刑がなされることになり, 罪刑均衡の要請の趣旨に必ずしも適わない量刑を導いているという問題も指摘されている。さらに, ③両規定によって服役期間が過度に長期化することによる財政逼迫の問題, 及び④過剰収容による刑務所内の矯正プログラムの機能不全という問題についても指摘されている。

また, これらの規定は, 上記のような問題だけではなく, 手続的正義との関係でも問題を引き起こしているといわれている。すなわち, 前述のように, 両規定は広い適用範囲もつ上, その適用により導かれる下回るものが許されない刑罰の下限が重く, さらに, それらの適用の有無は検察官の訴追裁量に委ねられているため, 司法取引の場面における検察官の交渉力を非常に強力なものとし, 検察官にとって望ましい条件での有罪答弁(さらには, 関係者や関連事件への訴追協力)を事実上強制し, 被告人の Trial を受ける権利を事実上剥奪しているという問題を有している。連邦裁判所においては, 有罪判決の95パーセントから97パーセントが有罪答弁によって導かれており, 大部分の事案の処理が外部からは不透明でありかつ裁判所による検証が非常に限定的な範囲でしか行われない検察官の訴追裁量に委ねられているという現状により, 刑事司法制度が不透明なものになっているという問題については度々指摘されているところではあるが, このような問題に対する両規定の影響は看過できないものがあると思われる。

このような問題状況を踏まえ, 司法長官の Holder 氏は, 2013年秋に声明を出し, 上記のような法律自体の改正に加え, 検察官の訴追裁量の組織的かつ実質的統制を図ることにより, 上記のような問題を解決するという方向性を打ち出した。その声明は, おおむね上記の問題の解決に向けた適切なものであるが, Prior Felony Information の援用に関する問題に関しては, 検察官の裁量行使を限定するのには不十分な内容であると指摘されている。

2 Immigration Law (移民法) 分野の実務調査

東京地方裁判所の竹林俊憲判事が移民法の実務調査に来られたので, 事前に関連文献等を調査した上で, その調査に同行した。主な訪問先は, 2nd Circuit の [] 氏, Immigration Court の [] 氏, ACLU(American Civil Liberties Union)の [] 氏及び [] 氏, 及びニューヨーク大学の [] 氏である。

調査を終えたばかりなので, 詳細は今後の報告書簡に譲るが, 様々な立場で移民法実務や移民政策に関わっておられる方へのインタビューを通じ, 移民法実務の問題点や, 日本とは大きく異なる制度設計をとっている理由につ

いて理解することができ、調査自体非常に有意義であった。また、Immigration Court（移民裁判所）などこれまで訪問してこなかった機関とのつながりを作ることができたのは、今後の判事補の在外研究や調査出張等を充実させるという観点からも、有意義な訪問であったと思う。